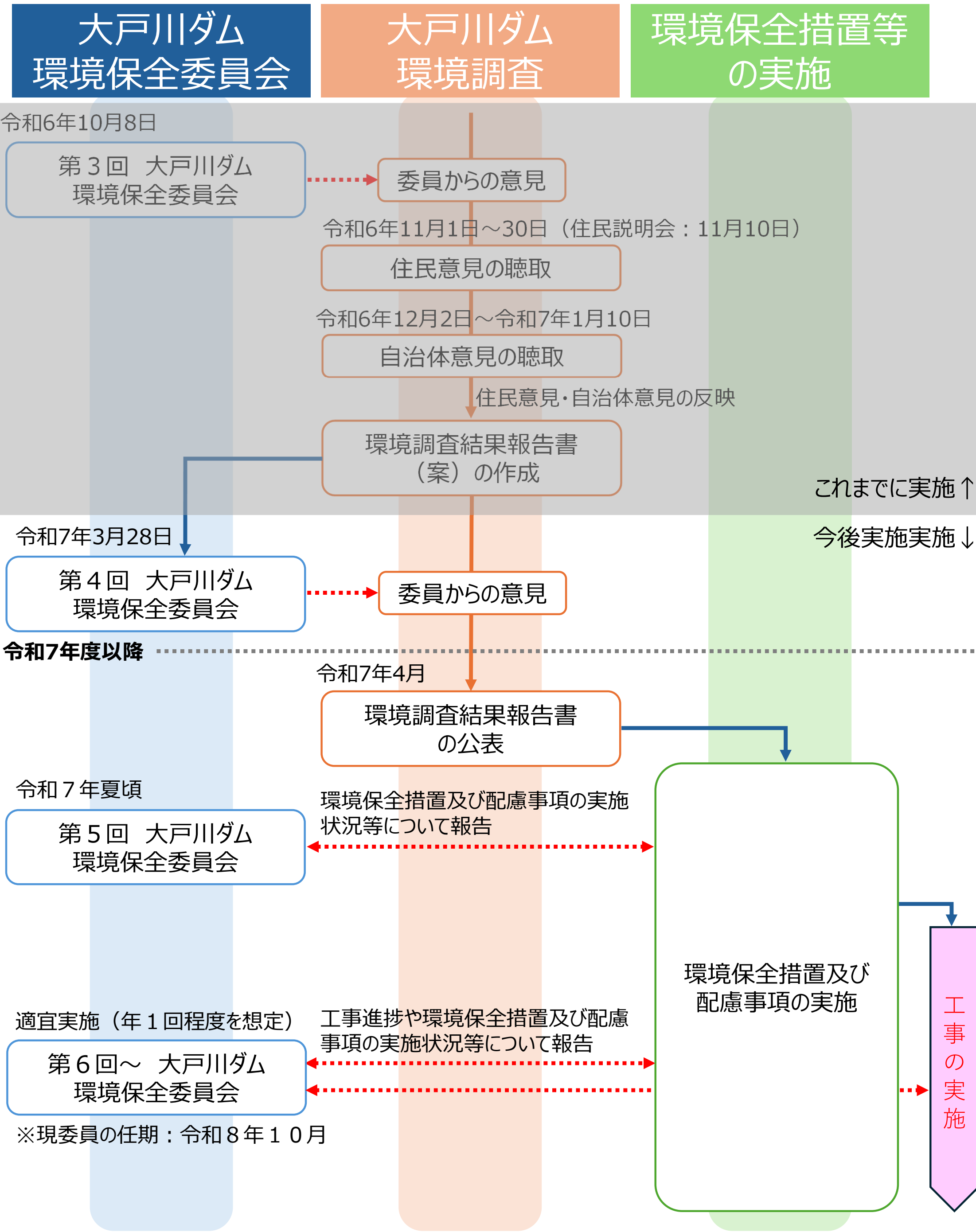


環境保全措置及び配慮事項の実施について

資料- 4 -②



環境保全措置及び配慮事項の実施について

環境保全措置及び配慮事項の実施にあたっては、関係行政機関だけではなく、地域住民などと幅広く連携することを検討していく。

【今後、連携が期待される保全措置等】

環境保全措置	事業者として配慮する事項
法面等の植生の回復	- ダム洪水調節地内の植生の早期回復の促進 - 法面等の緑化 - 保全措置対象種以外の種に対する個体移植等の検討 - 外来種への対応

【これまでの取り組み事例】

1. 大戸川ダム主催行事の参加者との連携

取り組み目的	実施内容	実施日
- 事業実施区域周辺の自然環境について知ってもらう - 法面等の植生の回復などに用いる苗づくり	「大戸川ダムフェス」において、環境調査に関する展示や、事業実施区域周辺で採取した種子や稚樹を用いた苗づくり等を実施。	令和5年12月2日 令和6年11月24日

2. 地域で活動する団体との連携

取り組み目的	実施内容	実施日
- 事業実施区域周辺の自然環境について知ってもらう - 法面等の植生の回復などに用いる苗づくり	事業区域周辺で活動する「TANAKAMIこども環境クラブ」と連携し、事業実施区域の自然観察会（4月）、水生生物調査（8月）、里山体験学習や事業実施区域周辺で採取した稚樹を用いた苗づくり（10月）等を実施。	令和6年4月28日 令和6年8月4日 令和6年10月20日

3. 地域の小学校との連携

取り組み目的	実施内容	実施日
- 事業実施区域周辺の自然環境について知ってもらう - 法面等の緑化	ダム下流地域の「上田上小学校」と連携し、これまでの工事で生じた裸地で卒業記念植樹を実施。	令和5年12月20日 令和6年12月13日

